

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定等について

1 主旨

世田谷区では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を平成28年度から実施している。

令和3年度介護報酬改定とあわせて、国の地域支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）等が改正されるため、区の総合事業について報酬改定等を行う。

2 国実施要綱の改正内容及び区の対応について

国実施要綱の改正内容は3月上旬頃に示される予定（3月2日現在示されていない）で、介護報酬改定の内容と同等の改正が想定されている。

（1）想定される改正内容

基本単位（ ）について

介護報酬改定の改定率（+0.7%）と同等の改定。

【参考：現在の基本単位】

サービス種別		基本単位
訪問型	<総合事業 訪問介護サービス>	週1回程度 1,172 単位（1月あたり） 週2回程度 2,342 単位（1月あたり） 週2回を超える程度 3,715 単位（1月あたり）
	<総合事業 生活援助サービス>	226 単位（1回あたり）
通所型	<総合事業 通所介護サービス>	週1回程度 1,655 単位（1月あたり） 週2回程度 3,393 単位（1月あたり）
	<総合事業 運動器機能向上サービス>	327 単位（1回あたり）
介護予防ケアマネジメント		431 単位（1月あたり）

「単位」とは、サービス費用を算定するために用いる指標で、「1単位 = 10 円」を基本とし、国が地域ごと及びサービス種別ごとに1単位の単価を設定している。

（世田谷区の1単位の単価は、訪問型サービス：11.4 円、通所型サービス：10.9 円）

加算について

既存加算の見直し、栄養アセスメント加算及び科学的介護推進体制加算の新設（通所型サービス）、委託連携加算の新設（介護予防ケアマネジメント）

運営基準について

感染症対策、業務継続に向けた取組及びハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進等。

（２）区の対応

国実施要綱の内容を確認後、以下の方針により区要綱等を改正し、令和３年４月から対応する。

基本単位について

- ・総合事業訪問介護サービス、総合事業通所介護サービス（従前相当サービス）

従来国実施要綱において、国が定める額を基準として、区市町村が単位を定めることとされており、総合事業開始当初より、国の定める額を基本単位として設定している。介護保険法施行規則の改正により、国が定める額を目安として区市町村が定めることとなるが、制度の安定性・持続可能性確保の観点から、今回の報酬改定においても国の定める額を基本単位とする。

- ・総合事業生活援助サービス、総合事業運動器機能向上サービス（区独自基準）

区では１回ごとの基本単位設定とし、介護給付費を参考に基本単位を設定している。それぞれ介護給付費の基本単位の改定内容を踏まえ、同等の改定を行う。

- ・介護予防ケアマネジメント

従前相当サービスと同様の考え方で設定しており、今回の報酬改定においても、国の定める額を基本単位とする。

加算及び運営基準について

国実施要綱の内容に沿って、加算の算定要件及び運営基準の見直しを行う。

対象者の弾力化

令和２年１０月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、総合事業の対象者について、補助により実施される介護予防・生活支援サービス事業（世田谷区においては地域デイサービス事業）を継続的に利用する要介護者を市町村の判断で追加できることとなった。

区では、住民等が主体となって運営する地域デイサービスについて、国実施要綱やガイドライン等により詳細が示された後、地域デイサービスの利用者や事業の運営リーダーや議会等の意見も伺いながら検討していく。（３月２日現在示されていない）

3 今後のスケジュール（予定）

令和３年３月上旬	国実施要綱の提示
下旬	区ホームページ、FAX情報便等による周知
４月	報酬改定等の適用開始